

「ずっと安心信託」のご契約にあたって決めていただく主な事項

信託金額	200万円以上3,000万円以下 <ul style="list-style-type: none"> ●お客様にご相続が発生した際に、お受取人が受け取る金額により、他のご相続人の法令上の権利（遺留分といいます）を侵害してしまう場合がありますので、信託金額をご相談させていただいております。（ご保有の金融資産の1/3まで設定可） ●追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。
メニューの選択	①ご自分用（定時定額受け取り） ②ご家族用（一時金） ③ご家族用（定時定額受け取り）から1つ以上ご選択
内訳金額	ご選択いただいたメニューごとの金額をご指定
信託期間	5年以上30年以内でご指定 <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後、信託期間の変更はできません。

① ご自分用（定時定額受け取り） ② （一時金） ご家族用 ③ （定時定額受け取り） ご家族用	受取開始日	ご契約後の任意の日をご指定 <ul style="list-style-type: none"> ●受取開始日を5年後の任意の日とするなど据置期間を設定することもできます。
	受取サイクル	毎月1回、隔月1回、3カ月に1回、4カ月に1回、半年に1回、1年に1回の中からご選択
	1回あたりの受取金額	ご希望の受取金額をご指定
	残金の振替先	ご資金が残った場合の振替先を「ご家族用（一時金）」または「ご家族用（定時定額受け取り）」からご選択
	受取口座	ご資金を受け取るための口座をご指定 <ul style="list-style-type: none"> ●ご本人さま名義の口座に限ります。 ●他の銀行の口座もご指定できます。 ●受取口座に代理人設定をしておくと、お客様の健康状態が悪くなったときなどでも、代理人がお引き出しできるので安心です。
	お受取人	「ご家族用（一時金）」を残したい方をご指定 <ul style="list-style-type: none"> ●お受取人はお客様の「ご相続人（注）」の中からご指定ください。 ●お受取人は「複数名」のご指定も可能です。この場合、お受取人ごとの受取割合もご指定ください。
	お受取人	「ご家族用（定時定額受け取り）」を残したい方をご指定 <ul style="list-style-type: none"> ●お受取人はお客様の「ご相続人（注）」の中からご指定ください。 ●お受取人は「複数名」のご指定も可能です。この場合、お受取人ごとの受取割合もご指定ください。
	受取方法	「受取サイクル」「1回あたりの受取金額」をご指定
	お客様の相続発生後、お受取人による受取方法の変更可否をご選択 <ul style="list-style-type: none"> ●「変更を認めない」をご選択された場合、お受取人からのお申出による受取方法の変更（解約を含みます）は、一定の事由を除き、できません。 	

(注)「ご相続人」は、ご親族の構成により異なります。(例:配偶者と子がいる場合は「配偶者と子」)。

配偶者・子・親(既に他界)がない場合は「兄弟姉妹」など)ご不明な点は窓口にご相談ください。